

さぎんグループ 地域商社 さぎんコネクト

YOKATO！ビジョン（佐賀駅）

デジタルサイネージ 利用規約

さぎんコネクト株式会社  
佐賀市唐人 2 丁目 7 番 20 号  
TEL 0952-25-4530



(令和5年4月1日)  
(令和8年1月15日改訂)

## **YOKATO ! ビジョン（佐賀駅）の利用規約**

この規約は、さぎんグループ さぎんコネクト株式会社がデジタルサイネージを活用して、事業者の皆様に情報発信機能及び地域の活性化や相互の事業繁栄を実現することを目的とし、利用される皆様（以下、広告主という）に守つて頂きたい事項を定めたものであります。

### 1、提供場所の表示

所在地	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目11番20号
物件名	佐賀駅高架下西側商業施設 020 区画
名称	デジタルサイネージサービス（YOKATO ! ビジョン）
設置箇所	店舗東側壁面設置型 1台及び 店舗内移動型 1台

### 2、利用時間

- 中央改札口 5時30分～24時  
西改札口（サガハツ側店舗内） 6時30分～23時15分

### 3、広告配信利用料金

- 1コマ（15秒）月額 100,000円（税抜き）  
1時間あたりの最低配信回数を8回とさせて頂きます。

### 4、契約期間

- 3ヶ月～1年契約  
\* 基本契約を3ヶ月とさせていただきます。  
\* 自動更新ではありません。お打合せ後、再度申込書受領にて、継続となります。

### 5、広告配信料のお支払いについて

- 配信開始確認後、弊社より請求書を送付させていただきます。請求書発行月の翌月末までに  
弊社指定口座にお振入ください。なお、お振入手数料は広告主負担とさせていただきます。

### 6、入稿データについて

データ形式	動画 [.mp4 及び.wmv を推奨] 静止画 [JPEG]
原稿サイズ	W1920×H1080 pixel
ビットレート	5～15Mbps
フレームレート	29.97FPS
音声	AAC

## 7、注意事項

- ◆ 毎月 1 日（休業日の場合、翌営業日）には無料での素材切換えが可能です。ご希望の方は 5 営業日前までに素材を弊社までお送りください。1 日以外での切換えの対応は 5,000 円の追加費用が発生致します。
- ◆ 1 契約 1 素材とさせて頂きますが、追加費用 5,000 円で 2 素材までは放映可能です(交互に放映)。
- ◆ GW、お盆、年末年始等の時期は、納品スケジュールが変則的になります。
- ◆ 期日までに納品されない場合や内容に不備があった場合は、オペレーションやシステムの都合上配信開始日が遅れる場合があります。
- ◆ 最低配信回数は、緊急放映、支障を除き 90 %稼働時の回数とします。
- ◆ 納品前に(株)ビープラストによるクライアント考查、意匠審査、CM 考査が必要です。完成入稿締切期限は配信開始日の 5 営業日前の 17 時までとします。

## 8、掲載基準の制限

- ◆ さぎんグループ会社の事業に競合するもの。
- ◆ 医療・医薬品・医薬部外品・化粧品等の広告で医師法・医療法・薬事法等に抵触するもの、もしくはその恐れのあるもの。
- ◆ 法令等により放映配信を禁止されているもの。
- ◆ 権利関係・取引の実態関係が不明確な業種（マルチ商法・靈感商法等）の広告。
- ◆ 通行者、公衆ならびに佐賀駅を利用されるお客様等に不快の念を与える表現、広告主が明らかでなく責任の所在が不明等、広告表現上不適当と認められるもの。
- ◆ 公序良俗に反するものや、児童・青少年の人格育成や習慣に悪影響を及ぼす恐れのあるもの等、社会通念上放映できないと認められるもの。
- ◆ 政治的、思想的意図のあるものや寄付募集、宗教活動、暴力団等の特殊な結社団体に関わるもの（公職選挙法等で認められているものを除く）。
- ◆ 他の団体（テレビ放映・PR ビデオ・CM 等）の為に制作された映像で、著作権の権利関係が不明確なもの。
- ◆ 明らかに虚偽と思われる表現や誇大な表現を使用したもの及び誤認を与えるもの、またはその恐れのあるもの。
- ◆ 特定の個人または団体等の誹謗中傷し、名誉または信用を傷つけるもの。
- ◆ 国際的な信義を傷つけるもの。
- ◆ 弊社に不利益を及ぼすもまたはその恐れのあるもの。
- ◆ その他、業種や広告表現上等で弊社が不適切と認めたもの。

## 9、広告主の制限

### 広告掲載できない事業者

- ◆ 法令又は佐賀市の条例の規定に違反し、又は違反する恐れのある事業者。
- ◆ ギャンブル性を有するなどなど青少年の健全育成の観点から不適切な事業者。
- ◆ 社会的問題を起こしている業種又は事業者。
- ◆ タバコ/消費者金融/風俗業/法律に定めのない医療類似行為を行う事業者。
- ◆ 民事再生法及び会社更生法による再生、更生手続き中の事業者。
- ◆ 各種法令に違反している事業者。
- ◆ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない事業者。
- ◆ その他社会的な信頼性及び公平性を損なうと管理者が判断した事業者。

## 10. 反社会的勢力の排除

◆ 広告主及び弊社は、相手方に対し次の各号について表明・保証するものとし、相手方が当該事項に違反した場合には、何らの通知催告を要せず即時に両社間の一切の契約を解除することができるものとします。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行った個人または法人でないこと（以下、反社会的勢力という）、又は過去においてなかつたこと
- (2) 反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 取締役、執行役及び実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、ならびにこれらの者が反社会的勢力と交際がないこと
- (4) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会勢力でないこと

## 11. 損害の負担等

災害、事変などその他不可抗力の事由または弊社の責めによらない事由により、デジタルサイネージの機器の故障等が発生した場合は、配信できないことがあります。この為に生じた損害については、弊社は責任を負いません。

## 12. 解約等について

- ◆ 本契約は配信契約期間の満了によって終了となります。
- ◆ 本契約は、弊社がやむを得ないと認める場合を除き、原則配信期間終了前の解約はできません。但し、配信契約期間前に解約を認めた場合も、ご契約金額の受領金のご返戻は致しません。
- ◆ 次の各号の一にでも該当し、広告主との取引を継続することが不適切と判断した場合は、当社はこのデジタルサイネージ広告の配信を停止し、又はこの広告主に通知することでこの契約を解約する事が出来るものと致します。
- (1) 広告主が、重大な規定違反をしているものと認められるとき
  - (2) 広告主が所在不明となったとき
  - (3) 広告主または実質経営者が反社会的勢力と判断したとき
  - (4) 広告主が、暴力的な要求行為、法的な範囲を超えた不当請求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為
  - (5) 風説を流布し弊社の信用を棄損し、業務妨害をする行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為

## 13. ご利用の流れ

① 事前打合  
ご相談

- ・本利用規約に沿ってのご説明及び広告配信素材有無の確認致します。  
(広告素材制作においては、運営協力会社(株)ビープラスト（サガテレビグループ）をご紹介)

②広告素材の  
入稿

- ・最終広告素材データ（完成品）をメールにて添付下さい。
- ・完成品の広告素材は、(株)ビープラストによるクライアント考査、意匠考査、CM考査で適正と判断後、広告素材の正式入稿となります。

\*広告素材の正式入稿から配信開始まで、5営業日が最低必要となります。

③配信開始

- ・配信開始後、適正な配信となっていることをご確認いただきます。

④お支払い

- ・配信開始後、広告主様の確認が取れ次第、請求書を発行致します。  
請求書発行月の翌月末までにお支払いください。  
(振込手数料はご負担をお願いしております)